

奈良県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

| 路線番号 | 区間 | 区域変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル | 備考 |
|------|---|----------|------------------|--------|----|
| 7 | 大和郡山市九条町一〇六四番地五先から 大和郡山市天理町七二〇番地二先まで | 前 | 三・六 ） 一・〇 | 六〇〇・九 | |
| | 大和郡山市九条町一〇六四番地五先から 大和郡山市柳町三七五番地二先まで | A | 三・一 ） 一八・七 | 二八三・八 | |
| | 大和郡山市九条町一〇六四番地五先から | B | 三・六 ） 三・六 | 六〇〇・九 | |

| | |
|------------------------------------|---|
| | |
| <p>大和郡山市天理町 七二〇番地二先ま で</p> | <p>大和郡山市九条町 一〇六四番地五先 から 大和郡山市天理町 七二〇番地二先ま で</p> |
| 後 | |
| | B |
| 一 一 ・ 〇 | 一 二 ・ 〇 ） 一 八 ・ 七 |
| | 五 八 五 ・ 六 |
| | |